

認可外の居宅訪問型保育事業 届出・報告に係るFAQ（令和2年11月25日時点）

番号	項目	質問	回答
1	届出	届出を提出する必要があるのはどのような事業者（事業所）か。	認可外の居宅訪問型保育事業（いわゆるベビーシッター事業）を行う事業者（事業所）は届出を提出する必要があります。以下のいずれにも該当する場合は届出対象となります。 (1) 児童福祉法第34条の15第2項の認可を受けずに、乳幼児の居宅等に訪問して乳幼児等の保育を行う事業を実施する事業者であること。 (2) 東京都内に同事業を実施するために必要な事業所を設けていること（個人事業主の場合で事業所を設けていない場合は、都内に居住地があること。）
2	届出	都内に複数事業所があり、それぞれで事業を行う場合は、別に届出を提出する必要があるか。	それぞれ提出する必要があります。
3	届出	現在、認可外保育施設を運営している。新たにベビーシッター事業も行う予定だが、届出をする必要はあるか。	認可外保育施設とは別に、ベビーシッター事業の届出が必要になります。事業開始後1カ月以内に、設置届及び別紙3等必要な書類をご提出ください。
4	届出	短期間ベビーシッターの仕事を行いたいが、届出をする必要はあるか。	半年を限度として臨時に仕事をされる場合は必要ありません。半年以上、継続して仕事をする予定の場合は設置届及び別紙3等必要な書類をご提出ください。なお、いずれの場合でも指導監督基準等の遵守をお願いします。
5	届出	届出は郵送で提出しても良いか。	郵送でも可能です。その他にも来庁による提出も可能です。
6	届出	届出を東京都が受理したことがわかる書類が欲しい。何か申請は必要か。	必要ありません。届出の内容を確認させていただいた後、受理印を押し、その写しを返送させていただいております。なお、届出の内容の確認には時間を要しますのでご了承ください。

認可外の居宅訪問型保育事業 届出・報告に係るFAQ（令和2年11月25日時点）

番号	項目	質問	回答
7	届出	マッチングサイトを開設する予定である。設置届の提出は必要か。	必要ありません。なお、厚生労働省が「子どもの預かりサービスのマッチングサイトに係るガイドライン」を作成しておりますので、マッチングサイト運営者は内容をご確認いただくようお願いいたします。
8	届出	休止届や廃止届を提出した後に、事業を再開したい場合はどうすれば良いか。	休止届を提出されている場合は、設置届を提出してください。なお、運営内容等に変更がある場合は、東京都までご相談ください。 廃止届を提出されている場合は、あらためて事業を開始したときと同様に設置届及び別紙3等必要な書類を提出してください。
9	報告（運営状況報告）	10月1日時点で事業を行っていないため、運営状況報告はしなくても良いか。	事業を実施しておらず、今後も実施する予定がない場合は、廃止届を運営状況報告の代わりにご提出ください。
10	報告（運営状況報告）	運営状況報告は毎年提出する必要があるのか。	事業を実施している場合は毎年報告していただく必要があります。（児童福祉法第59条の2の5）